

## 樹木採取者公募の公示

平成28年12月1日

浜田河川国道事務所長 浜崎 宏幸

次のとおり、「浜田河川国道事務所 公募型樹木採取」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称: 浜田河川国道事務所(江の川下流出張所)管内河川区域内樹木採取
2. 公募内容: 河川内支障樹木の搬出  
(採取区域等は別紙のとおり)
3. 採取時期  
平成28年12月19日から平成28年12月27日まで【予定】
4. 採取場所  
島根県江津市桜江町大貫地先(江の川下流出張所管内)
5. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等
  - ① 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
  - ② 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
  - ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - ④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
  - ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
6. 手続き等
  - ① 提出書類  
公募説明書に添付の応募様式を期限までに提出すること。  
(郵送可、期限までに必着のこと)

② 提出期限

平成28年12月 9日まで(土日及び祝祭日を除く)

受付時間:9:00~17:00

③ 提出先・問い合わせ先

〒697-0034 島根県浜田市相生町3973

国土交通省中国地方整備局

浜田河川国道事務所 河川管理課

電話:0855-22-3122

7. 許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請の必要がある。

8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大区画数、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見た採取の効果等を総合的に評価(採取計画・実施工程・過去の応募実績等・安全対策等・地域性)し、優れた者を申請者とする。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定する。

9. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。
- ⑥ その他の詳細は公募説明書のとおりである。

## 浜田河川国道事務所(江の川下流出張所)管内河川区域内

### 樹木採取公募説明書

#### イ. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- ①過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ②公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ③公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### ロ. 手続き等

##### ①提出書類

公募説明書に添付の応募様式を期限までに提出すること。  
(郵送可、期限までに必着のこと)

##### ②提出期限

平成28年12月 9日まで(土日及び祝祭日を除く)  
受付時間:9:00~17:00

##### ③提出先・問い合わせ先

〒697-0034 島根県浜田市相生町 3973  
国土交通省中国地方整備局  
浜田河川国道事務所 河川管理課  
電話 0855-22-3122

#### ハ. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大数量、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見た、採取の効果等を総合的に評価(採取計画・実施工程・過去の応募実績等・安全対策等・地域性)し、優れた者を申請者とする。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定する。

## ニ. 採取区域と樹径等の情報

最大採取可能量: 竹 500 本程度(竹、太さ5cm 程度、枝葉付き)、

樹木 4 本程度(ヤナギなど、太さ 10cm 程度、長さ2m程度)

別添図面(樹木等採取予定箇所図)のとおり

樹種: 竹、ヤナギなど

※必要に応じて各自現地確認をすること。

## ホ. 搬出数量

応募者の希望量とします。

## ヘ. 採取時期

平成28年12月19日から平成28年12月27日まで【予定】

## ト. 採取にあたって実施すべき安全対策等(清掃、交通整理等)の内容盗難防止対策、 猛暑・防寒対策、現場内の清潔の保持、交通誘導

## チ. 河川法第25条の許可に際し付すことを予定している条件の内容

別紙、許可条件のとおり

## リ. 河川管理者が実施し得る工程

進入路整備(軽トラックによる搬出が可能となる程度)

## ヌ. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の 取扱い、及び河川管理者に指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。  
また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

- ④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

#### ル. 許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請を行う。

なお、河川法第25条の許可に際し、別紙にある条件が付される。

#### ヲ. その他

応募区域又は区画が応募者の認識している場所と一致しているか、また、公募時に提示した採取区域の中から選んでいるかなど、地図又は図面等により正確に確認すること。

採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではないが、当該種類又は用途に疑義がある場合(採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など)には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、確認する必要がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。

なお、採取後の使用においては、自己の責任において行うものとする。

今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートに回答していただく場合がある。

採取場所については、河川管理者において調整をし指定する。

## 許可条件

第1条 許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取数量、採取者名（法人にあつてはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可標示板を掲示すること。

注）許可標示板の規格等については、担当区間の浜田河川国道事務所の各出張所長（以下「所長」という。）と協議の上変更可とする。

第2条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第3条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき
- (2) 許可を受けた行為を廃止したとき
- (3) 天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することが出来なかつた時

第4条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、所長の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、所長の検査を受けること。

第5条 許可を受けた者が採取に着手するときは、別紙様式(1)により所長に事前に届出し、かつ採取中は所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙様式(2)により速やかに報告し所長の確認を受けること。

第6条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに所長に報告すること。

第7条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第8条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

(様式1)

平成 年 月 日

江の川下流出張所長 殿

申請者

住 所

氏 名

## 着 手 届

下記のとおり着手するので届け出ます。

### 記

1. 着手年月日 平成 年 月 日
2. 許可年月日  
及 び 番 号
3. 河川の名称 江の川水系江の川
4. 採取の場所
5. 採取の期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
6. 緊急時の  
連 絡 先

注)工事着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

(様式2)

平成 年 月 日

江の川下流出張所長 殿

申請者

住 所

氏 名

## 完 了 届

下記のとおり完了したので報告します。

### 記

1. 完了年月日 平成 年 月 日
2. 許可年月日  
及 び 番 号
3. 河川の名称 江の川水系江の川
4. 採取の場所
5. 採取の期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
6. 確 認 希 望  
連 絡 先
7. 摘 要 竣工図書として、状況写真(着工前、施工中及び完了後)及び、  
その他必要な資料を添えて提出すること。



応募様式

平成 年 月 日

浜田河川国道事務所長 殿

<応募者>

氏 名: \_\_\_\_\_ 印

住 所: \_\_\_\_\_

電 話 番 号: \_\_\_\_\_

メールアドレス: \_\_\_\_\_

(所有者のみ)

平成28年12月1日付けで公募された「浜田河川国道事務所(江の川下流出張所)管内河川区域内樹木採取」について応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 採取を希望する河川産出物(樹木等)の数量: \_\_\_\_\_

※数量に限りがありますので、ご記入下さい。

2. 採取を希望する河川産出物(樹木等)の種類: \_\_\_\_\_

3. 採取を希望する河川産出物(樹木等)の用途: \_\_\_\_\_

※営利目的で採取を希望される場合はその旨も記載して下さい。

4. 採取に関する計画

作業予定期間: \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日(のうち \_\_\_\_\_ 日間)を予定

作業実施者: 一日あたり \_\_\_\_\_ 人で実施予定

搬出方法: \_\_\_\_\_ による搬出

5. 採取を実施する工程

河川区域内に集積された樹木の搬出段階

6. 過去の応募・申請・許可受け実績

過去の応募実績:平成 年 月

過去の申請実績:平成 年 月

過去の許可受け実績:平成 年 月

7. 安全対策等の実施の有無 ※ 実施する全ての項目の□にレ点を記入願います。

清掃

交通整理

その他( )

8. 参加資格の合致状況※ 該当する全ての項目の□にレ点を記入願います。

公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

直近1年間の税を滞納している者ではない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

伐採樹木の搬出希望者を募集します

